

121

平成十八年三月二日提出  
質問第一二二一号

医療費の推計に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 医療費の推計に関する質問主意書

医療制度改革は、国民の生命と健康に関わる重大な問題であり、この改革にあたって、将来の国民医療費の推移がどのようなものになるかという推計は、改革の方向性に大きく影響するものである。

そこで、以下のとおり質問する。

- 一 この推計について、政府は、平成十七年十月十九日付けの医療制度構造改革試案（以下「試案」という。）において、制度改正なしで医療費が推移した場合、平成三十七年度の医療給付費が五十六兆円になると見通しており、その試算の現行見通しは「平成十六（二〇〇四）年五月の『社会保障の給付と負担の見通し』に即しつつ、起算点を平成十八年度概算要求とすると、」と書かれている。このため、試算の前提とされている平成十六年五月の「社会保障の給付と負担の見通し」（以下「社会保障見通し」という。）を見ると、「平成十六年度予算を足下とし、一人当たり医療費の伸び（一般医療費二・一％、高齢者医療費三・二％ 平成七く十一年度実績平均）を前提に、人口変動（人口高齢化及び人口増減）の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。」とある。以上のことから、試案の推計は、「一人当たり医療費の伸び（一般医療費二・一％、高齢者医療費三・二％ 平成七く十一年度実績平均）」を用いて推計している

と理解してよいか。

二 社会保障見通しの「平成七〜十一年度実績平均」とは、「平成六年度を起算点とした、五年間の医療費の伸びの平均」と「平成七年を起算点とした四年間の医療費の伸びの平均」のどちらを意味するのか。

三 同じく社会保障見通しの前提とされる「一般医療費二・一％、高齢者医療費三・二％」における高齢者とは、何歳以上を指しているのか。

四 試案においては「平成十八年度概算要求を起算点」として医療制度改革試案の推計を行っているが、この起算点の一人当たり医療費は、一般、高齢者それぞれ何を根拠にいくらとしているのか。

五 四の起算点の数字を元に、どのようにして平成三十七年度の国民医療費六十五兆円、医療給付費五十六兆円という数字を導き出したのか、計算式を明示して説明されたい。

六 五で計算された、平成三十七年度の国民医療費六十五兆円、医療給付費五十六兆円という数字は、その間に経済成長等を見込んでいると思われるが、現在の貨幣価値に換算した場合、いくらと考えられるか。

七 社会保障見通しでは「平成十六年度予算を足下とし」とあるが、この起算点の一般・高齢者の一人当たり医療費は、一般、高齢者それぞれ何を根拠にいくらとしているのか。

八 「一人当たり医療費の伸び（一般医療費二・一％、高齢者医療費三・二％ 平成七～十一年度実績平均）」の「実績」は、どのような基礎データを元に導き出されたものか、示されたい。

九、八の実績の計算は、医療費の伸びのみを計算したものか、若しくは、それに加えて次に示す事項について何らかの補正を加えたものか。補正されている場合には、それぞれどのような考え方に基づいて、どのような計算式で計算し、どれだけの補正を加えているか、示されたい。

ア 診療報酬改定の影響

イ 高齢化の影響

ウ 制度改正の影響

十 九の項目以外に補正を行っている場合は、どのような補正を、なぜ、どのような計算式で、どれだけの補正を加えているか、併せて示されたい。

右質問する。